

令和３年度第３回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 令和３年１２月２１日（火）

午前９時３０分から

場 所 市役所 低層棟４階 職員控室

個人情報取扱事務について（公開）

審議依頼事項

- (1) コミュニティバス運行計画基礎調査事務の開始及び個人情報の本人以外からの収集について（企画調整課）
 - (2) 福祉タクシー利用助成に関する事務の個人情報の目的外利用について（高齢者支援課）
- ※ (1)及び(2)については、一括して審議する。

報告事項

- (1) 不妊治療費等助成に関する事務の開始について（保健センター）
- (2) 不育症治療費等助成に関する事務の開始について（保健センター）
- (3) 期日前投票、不在者投票及び郵便等投票に関する事務の変更について（選挙管理委員会）
- (4) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務の開始について（生活支援課）

個人情報保護審議依頼書

野 企 企 第 212 号
令和 3 年 12 月 13 日

野田市情報公開・個人情報保護審査会 様

野田市長 鈴木 有



野田市個人情報保護条例第 7 条第 4 項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	コミュニティバス運行計画基礎調査事務
担当課等の名称	企画財政部 企画調整課
開始・変更年月日	令和 4 年 2 月 1 日
審議依頼事項	条例第 7 条第 3 項第 7 号関係 公益上特に必要があると認め、個人情報を本人以外のものから収集すること。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	

令和 3 年度第 3 号



個人情報取扱事務登録簿

		区		分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		企画財政部 企画調整課	
関係課等の名称							
届出年月日		R3.12.13		開始年月日		R4.2.1	
事務の名称		コミュニティバス運行計画基礎調査事務					
事務の目的		野田市の人口減少や高齢化が進む現状と将来を見据え、まめバスの利便性の向上に加え、まめバス以外の移動手段との調整を図るもの。					
事務の概要		まめバスの現運行計画を抜本的に見直すため、基礎調査として、市民へのヒアリング、まめバス利用調査、福祉タクシー利用実態調査、デマンド交通の先進事例の調査分析等を実施する。					
対象者		福祉タクシー利用申請者、福祉タクシー利用資格者、まめバスの一部バス停の300m以内区域在住者、のだまめ学校等の高齢者が集まるイベント等参加者、まめバス利用者、その他ヒアリング・アンケートの対象者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ ヒアリング・アンケートの回答内容 ☐ ☐					
収集先		☒ 本人 ☒ 実施機関内部（高齢者支援課） ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☒ 民間・私人（家族 ） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☒ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：令和3年12月21日					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ）） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
外部委託等		☒ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日					
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日					
個人情報の保存期間		1年 ☒ 3年 5年 10年 永年 常用 その他（ ）					

福祉タクシーの利用目的及び移動傾向等の把握調査について

1 アンケート調査の概要

人口減少や高齢化が進む野田市の現状と将来を見据え、まめバスの利便性向上に加え、まめバスのみでは市民の移動を支援できない交通不便地域について、公共交通の役割とターゲットを明確にしながら、福祉タクシー、デマンド交通等の移動手段との調整が必要と考えています。

そこで、まめバスの現運行計画を抜本的に見直すための基礎調査として、市民へのヒアリング、まめバス利用調査、福祉タクシー利用実態調査、デマンド交通の先進市事例の調査分析等を実施します。その基礎調査の一つとして、福祉タクシー利用者の利用目的及びまめバスを利用しない理由等を把握し、まめバス等の有効的な設定を検討するため、高齢者福祉タクシー利用登録者を対象に郵送による利用調査を実施します。

2 目的外利用をする個人情報

「福祉タクシー利用助成に関する事務」において収集し、記録している福祉タクシーを利用しようとする者の住所及び氏名

- ・利用登録者件数 3,300 件程度（交付者 1,370 件程度、不交付者 1,930 件程度）

3 目的外利用の内容

- ・調査票発送に使用する封筒の宛名に利用する。
- ・アンケート調査票の回答は原則無記名とするが、利用助成券交付者 1,370 件のうち、訪問によるヒアリング調査を可能とする者については、住所、氏名及び連絡先等の記載を求める。

4 目的外利用をすることについて公益上特に必要があると認める理由

市民に多く利用されているまめバスの利便性の向上に加え、市内の交通不便地域に適した移動支援事業を検討するにあたり、より便利な手段とするためには利用者となりうる自己での移動が困難な方の意見が必要である。

5 個人情報に係る本人及び第三者の権利利益を不当に侵害しないための対策

当該個人情報の取扱い担当課である高齢者支援課が封筒の宛名作成を行い、企画調整課はアンケート調査票の作成と、発送作業を行う。

1. 業務名

野田市コミュニティバス（まめバス）運行計画基礎調査事務

2. 業務の目的

野田市では、平成 15 年 6 月 6 日の関宿町との合併を機に、「新市建設計画」の重点事業の一つとして、コミュニティバス「まめバス」の運行を平成 16 年 1 月 9 日より開始し、景気の低迷等による利用者の減少、燃料費の高騰による事業費の増加等に対応するため見直しを重ね、平成 31 年 4 月から新たに 12 ルートで、駅、商業施設等の生活圏域に合った運行をしている。まめバスの現運行計画が令和 5 年度末で終了となるため、現在、令和 6 年度の新運行計画の開始に向けた準備を進めている。

また、人口減少や高齢化が進む現状と将来を見据え、まめバスの利便性向上に加え、まめバスのみでは市民の移動を支援できない交通不便地域について、公共交通の役割とターゲットを明確にしながら、福祉タクシー、デマンド交通等の移動手段との調整を図る必要がある。

本業務は、そのような現状を踏まえ、現運行計画を抜本的に見直すことから、基礎調査として、市民へのヒアリング、まめバス利用調査、福祉タクシー利用実態調査、デマンド交通の先進市事例の調査分析等を実施し、新たな運行計画の改定を支援するものである。

3. 業務の概要

（1）まめバスを利用しない理由等のヒアリング等の実施

まめバスが運行しているのに利用しない理由やどのような運行であれば利用すると思うか等を把握するため、まめバスの利用が多いルート沿線の人口密集区域の在住者にヒアリングし、また、高齢者が集まるイベント等の場においてアンケート調査を実施する。

【バス停の 300m 以内区域在住者への訪問ヒアリング】

＜対象区域＞

まめバスの便数が多く人口が密集しているバス停の 300m 以内区域の在住者 100 名程度（回収サンプル：1 日 5 名×20 日）

＜訪問方法＞

対象となる区域の自治会を通して、訪問ヒアリングを実施する旨を市が事前に通知した上で、無作為に訪問しまめバスを利用しない人にヒアリングする。

＜回収サンプルの構成目標＞

回収するサンプルについては以下の構成となるよう、訪問時間帯等に配慮するものとする。

- ・ 65 歳以上 60 %
- ・ それ以外 40 %

＜調査項目＞

- ・ まめバス利用の有無
- ・ 本人の年齢
- ・ 世帯構成
- ・ 本人の主な外出目的と目的地

- ・ 本人の外出頻度
- ・ 本人の外出時間
- ・ 本人の運転の可否
- ・ 本人の外出時の主な交通手段
- ・ 家族の運転の可否（同居家族有の場合）
- ・ 家族の外出時の主な交通手段（同居家族有の場合）
- ・ まめバスを利用しない理由
- ・ まめバスがどのような運行であれば利用すると思うか

【高齢者が集まるイベント等の場におけるアンケート調査】

＜対象イベント等＞

- ・ のだまめ学校（月約 30 コマ開催、1 コマ平均 10 名参加、回収サンプル 100 名程度）
- ・ 認知症サポーター養成講座（年 6 回開催、1 講座平均約 30 名参加、回収サンプル 50 名程度）

※上記イベントが中止された場合は、市が指定する代替のイベントにおいて、当該中止されたイベントに係る予定数と同程度のサンプルを回収するものとする。

＜調査方法＞

市が当日、アンケート用紙を配付し回収する。調査用紙を作成する。

＜調査項目＞

- ・ まめバス利用の有無
- ・ 世帯構成
- ・ 本人の主な外出目的と目的地
- ・ 本人の外出頻度
- ・ 本人の外出時間
- ・ 本人の運転の可否
- ・ 本人の外出時の主な交通手段
- ・ 家族の運転の可否（同居家族有の場合）
- ・ 家族の外出時の主な交通手段（同居家族有の場合）
- ・ まめバスを利用しない理由（非利用者）
- ・ まめバスがどのような運行であれば利用すると思うか（非利用者）
- ・ まめバスの改善点（利用者）
- ・ まめバスの運賃を増額した場合に今までどおり利用する額の上限
- ・ その他自由意見

（２）まめバス利用者の居住範囲等把握の利用調査の実施

まめバスのバス停設置場所の利便性を向上させるため、利用している人がバス停からどのくらいの距離の範囲に居住しているのか把握し、また、地域の特性に合わせたルートの効率化のため、短距離移動及び長距離移動の傾向を把握することから、居住範囲、乗り継ぎの有無や利用目的等についての利用調査（OD調査）及び乗車中の方から利用状況等のヒアリングを行う。

【OD 調査及び利用者ヒアリング】

＜調査時期＞

令和4年4月の1週間程度

＜調査回数＞

- ・利用が多いルート1ルートにつき2回（平日1回、土日1回）×7ルート（6台）
 - ・北ルート関宿（七光台経由）（平日7便、休日6便）
 - ・北ルート関宿（イオンタウン経由）（平日6便、休日5便）
 - ・北ルート清水（平日7便、休日6便）
 - ・北ルート堤台（平日8便、休日7便）
 - ・南ルート中根（平日6便、休日5便）
 - ・南ルート愛宕駅（平日5便、休日4便）
 - ・南ルート大殿井（平日7便、休日4便）

※市が予測する利用者数と実利用者数の乖離を把握するため、各ルート全ての便の調査を実施する。

＜OD 調査項目＞

- ・乗車したバス停名
- ・降車したバス停名
- ・最初に出発した地点（家等）の乗車したバス停からの方角及び距離
- ・年齢

＜ヒアリング項目＞

- ・本人の主な外出目的と目的地
- ・本人の外出頻度
- ・本人の外出時間
- ・本人の運転の可否
- ・本人の外出時の主な交通手段
- ・まめバス利用の頻度
- ・まめバスの改善点
- ・まめバスの運賃を増額した場合に今までどおり利用する額の上限

＜ヒアリングのサンプル数＞

- ・OD 調査のサンプル数の20%以上とする。

【利用分布図等の作成】

利用者の居住範囲等を把握するため、利用分布図や人の流れの詳細等を作成する。

（3）福祉タクシーの利用目的及び移動傾向等の把握調査の実施

福祉タクシー利用者の利用目的及び移動傾向を把握するため、利用目的、目的地、まめバスを利用しない理由等について、高齢者福祉タクシー利用登録者を対象に郵送による利用調査を実施する。

また、主に、郵送による調査において訪問によるヒアリング調査の実施が可能と回答した人を中心に、市が提出する福祉タクシーの利用状況のデータ（住所、氏名、利用頻度）に基づき、まめバスを利

用しない理由等について、福祉タクシーの利用が多い区域を対象として、まめバスルート沿線を中心とした主に高頻度の利用者を実無作為に抽出し、訪問によるヒアリング調査を実施する。

【利用登録者の分布図等の作成】

市が提出する登録者名簿をもとに利用の分布図等を作成する。

【郵送による利用調査】

＜発送時期＞

令和4年3月末

- ・前年度利用実績がある交付者については、市高齢者支援課がタクシー助成券を一斉に発送する時に、調査用紙及び返信用封筒を同封し郵送する。
- ・前年度利用実績がない未交付者については、市が別途発送する。

※印刷及び回収に係る作業及び費用は受注者が負担し、発送に係る作業及び費用は発注者が負担する。

※回収率は30%を見込み、超過分については協議するものとする。

＜対象者＞

利用登録者 3,300 名程度

＜調査内容＞

①60 枚交付者 540 名程度（前年度利用実績 11 枚以上の者）

30 枚交付者 830 名程度（前年度利用実績 1～10 枚の者）

（調査項目）

- ・本人の福祉タクシーに関する主な利用目的、目的地、利用頻度及び利用時間
- ・世帯構成
- ・本人の運転の可否
- ・まめバスを利用する頻度
- ・まめバスを利用しない理由（非利用者）
- ・まめバスがどのような運行であれば利用する又は利用が増えると思うか
- ・まめバス、福祉タクシー以外の移動支援施策（デマンド型交通等）があった場合に利用するか

※移動支援施策を例示する。また、例示した支援施策の説明も追加する。（例：「デマンド型交通（説明文） 1. したい 2. したくない」等）

- ・訪問によるヒアリング調査実施の可否（ヒアリング可の場合は住所、氏名及び連絡先）
- ・その他自由意見

②0 枚交付者 1,930 名程度（前年度利用実績 0 枚の者）

（調査項目）

- ・世帯構成
- ・本人の運転の可否
- ・福祉タクシーを利用しない理由
- ・まめバスを利用する頻度
- ・まめバスを利用しない理由（非利用者）

- ・まめバスがどのような運行であれば利用する又は利用が増えると思うか
- ・まめバス、福祉タクシー以外の移動支援施策（デマンド型交通等）があった場合に利用するか

※移動支援施策の例示をお願いします。また、例示した支援施策の説明も追加してください。

（例：「デマンド型交通（説明文） 1. したい 2. したくない」等）

- ・その他自由意見

【訪問によるヒアリング調査】

＜対象区域＞

福祉タクシーの利用者数が多い区域

＜対象者＞

上記対象区域において、まめバスルート沿線を中心とした、主に福祉タクシーを頻繁に利用している人のうち、無作為に抽出した利用者 50 名程度（回収サンプル：1 日 5 名×10 日）

＜調査項目＞

郵送でのアンケート調査の項目に対する回答内容を基に、福祉タクシー以外の移動支援手段に求めている事項等をヒアリングする。

（４）先進市デマンド交通を市に導入した場合の調査分析の実施

デマンド交通のどのような運行方法が市に適しているか分析することから、地理的条件や公共交通状況等が市と近い状況にある先進市のデマンド交通を、市に導入した場合のメリット・デメリットについて把握するための調査分析を実施する。

（５）まめバスの効果的な運行ルート等の設定のための課題整理

まめバスの効果的な運行ルート等を設定するため、上記（１）から（４）までの調査分析結果に対する野田市コミュニティバス等対策審議会の意見等を踏まえ課題を整理する。

令和3年12月13日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 須賀 昭徳 様

報告者 野田市長

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

事務の名称	コミュニティバス運行計画基礎調査事務
届出部課等の名称	企画財政部 企画調整課
委託開始年月日	令和4年2月1日
委託する事務	・まめバスバス停近隣在住者等へのヒアリング調査 ・高齢者が集まるイベント等の参加者へのアンケート調査 ・まめバス利用者の居住範囲等把握のためのOD調査 ・福祉タクシーの利用目的及び移動傾向等の把握のためのアンケート及びヒアリング調査 ・先進市デマンド交通を野田市に導入した場合の調査分析 ・まめバスの効果的な運行ルート等の設定のための課題整理
個人情報を保護するための措置	委託契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとする。
備考	

個人情報保護審議依頼書

野保高第 420 号
令和 3 年 12 月 13 日

野田市情報公開・個人情報保護審査会 様

野田市長 鈴木 有



野田市個人情報保護条例第 9 条第 3 項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	福祉タクシー利用助成に関する事務
担当課等の名称	保健福祉部 高齢者支援課
開始・変更年月日	令和 4 年 2 月 1 日
審議依頼事項	条例第 9 条第 1 項第 5 号関係 公益上特に必要があると認め、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を当該実施機関の内部において、コミュニティバス運行計画基礎調査事務に利用するもの。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	

令和 3 年度第 4 号



個人情報取扱事務登録簿

		区		分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		保健センター	
関係課等の名称							
届出年月日		R3. 11. 22		開始年月日		R4. 1. 1	
事務の名称		不妊治療費等助成に関する事務					
事務の目的		不妊治療を受けている夫婦に対し、治療及び検査費用の自己負担金の一部を助成する不妊治療費等助成金を支給し、当該夫婦の経済的負担の軽減を図るもの。					
事務の概要		申請者は、不妊治療の終了後、申請書類及び領収書等を市に提出し、市は内容を審査後、交付の可否を決定し、助成金を交付する。					
対象者		申請者及びその配偶者、又は事実婚関係にある者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>野田市不妊治療費等助成規則</u> ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☒ 医療費支払状況 ☒ 振込先口座 ☒ 住民となった日 ☒ 野田市の住民となった日が確認できる書類、婚姻関係を証明する書類、被保険者等であることを証する書類及び法律婚関係である者がいないことを証明する書類に記載されている事項					
収集先		☒ 本人 ☒ 実施機関内部(収税課)) ☐ 他の実施機関()) ☐ 他の官公庁()) ☒ 民間・私人(配偶者又は事実婚関係にある者) ☐ その他()) 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒ 主な利用項目()) ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目()) (☐ 他の実施機関()) ☐ 他の官公庁()) ☐ その他()) 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
外部委託等		☐ 外部委託(クラウドコンピューティング) ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日					
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日					
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 10年 永年 常用 ☒ その他(申請者が50歳に達する年まで。ただし、特定不妊治療の申請者については、治療により出産に至った旨の申出があった場合、当該特定不妊治療に係る申請から5年経つ年まで。)					

不妊治療費等助成に関する事務概要

1 目的

子どもを望む夫婦の不妊症に係る治療及び検査費用の一部を助成することにより、その夫婦の経済的負担の軽減を図り、妊娠を支援する。

2 実施時期

令和4年1月1日から

3 対象治療等

(1) 一般不妊治療

医療機関で行う検査、投薬治療、人工授精。

(2) 特定不妊治療

千葉県の指定医療機関で行う体外受精及び顕微授精。

※千葉県の「千葉県特定不妊治療費助成事業」と同条件。

4 対象者

- (1) 治療期間中及び申請時において住民基本台帳に1年以上継続して記録されている者。
- (2) 不妊治療等の開始日に、婚姻（事実婚含む）をしている者。
- (3) 不妊治療等の開始日に、妻の年齢が43歳未満であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 特定不妊治療では、千葉県特定不妊治療助成を受けていること。

5 助成額

- (1) 保険適用外の自己負担額のうち、一般不妊治療1回につき、上限3万円。
- (2) 特定不妊治療に対しては、千葉県特定不妊治療助成額を控除した額で、1回につき上限20万円。

6 助成回数

- (1) 一般不妊治療は、5回を限度とする。
- (2) 特定不妊治療は、次のとおり（千葉県特定不妊治療費助成事業と同条件）。
 - 1) 妻の年齢が40歳未満の場合は、43歳までに6回
 - 2) 妻の年齢が40歳以上の場合は、43歳までに3回

※特定不妊治療の助成を受けたのちに出産した場合は、これまでに受けた助成回数を0とすることができる。

7 概要

1 不妊治療終了後、野田市不妊治療費等助成金支給申請書に書類を添えて申請する。なお、添付書類は写しを取り、原本は申請者に返却する。

- (1) 一般不妊症診断等証明書

- (2) 不妊治療に要した費用を証する書類
 - (3) 野田市の住民となった日が確認できる書類
 - (4) 法律婚関係の夫婦である場合は、婚姻関係を証明する書類
 - (5) 事実婚関係の夫婦である場合は、事実婚関係に関する申立書
 - (6) 事実婚関係の夫婦である場合は、法律婚関係である者がいないことを証明する書類
 - (7) 被保険者等であることを証する書類
 - (8) 特定不妊治療に係る助成金の支給を受けようとする場合にあっては、千葉県特定不妊治療費助成承認決定通知書及び千葉県特定不妊治療費助成申請書に添付した特定不妊治療受診等に係る証明書
 - (9) 税情報の確認について同意できないとなった場合は、納税証明書
 - (10) 振込先の口座情報確認のため、通帳のコピー
- 2 申請受付後、要件確認をし、支給決定または不支給決定の通知を申請者に発出する。
- 3 指定口座に支給額を振り込む。

様式第 3 号

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

千葉県特定不妊治療費助成承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定不妊治療費の助成について、
承認することとし、下記金額を助成することを決定したので通知します。

助成することとした額 金 円

特定不妊治療受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

年 月 日

指定医療機関の名称
所在地
電話 ()
主治医氏名

指定医療機関記入欄（主治医が記入してください）

(ふりがな)			
受診者氏名	夫		妻
受診者生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)		昭和・平成 年 月 日 (歳)
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号（注参照）に○をつけてください。		AまたはBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 (該当する番号に○をつけてください)
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください ()		(精子回収の有無) 1. 有 2. 無
今回の治療における 院外処方の有無	有 ・ 無		
今回の治療期間※1 (男性不妊治療分)	年 月 日 ~		年 月 日
	年 月 日 ~		年 月 日
日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票 登録の有無	有 → 症例登録番号※2 ()		無
領収金額 (保険外診療に限る) ※入院費、食事代、 文書料等の直接治療に 関わらない費用を除く	特定不妊治療費 (男性不妊治療費除く) 領収金額 円		
	男性不妊治療費※3 領収金額 円		

※1 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2 日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の指定を受けていない他の医療機関で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。（令和3年3月31日までに終了する治療に限る。）

(注1) 助成の対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

A 新鮮胚移植を実施

B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）

C 以前凍結した胚による胚移植を実施

D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精など異常授精等による中止

F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注2) 採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。

様式第2号の2

特定不妊治療受診等証明書（男性不妊用）

下記の者については、男性不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

年 月 日

指定医療機関の名称

所在地

電話 ()

主治医氏名

指定医療機関記入欄（主治医が記入してください）

(ふりがな)	夫			
受診者氏名				
受診者生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)			
今回の治療方法	行った手術療法を記載してください ()			(精子回収の有無) 1. 有 2. 無
今回の治療における 院外処方の有無	有 ・ 無			
今回の治療期間※	年 月 日 ~ 年 月 日			
領 収 金 額 (保険外診療に限る)	男性不妊治療費※3 領収金額 円			

※ 治療期間については、男性不妊治療手術を行った日を記載してください。

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

野田市不妊治療費等助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 野田市長

不妊症治療費等助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	Ⓜ	電話番号	
	住所			
配偶者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	Ⓜ	電話番号	
	住所			
医療機関	所在地			
	名称		電話番号	
治療期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
申請金額	円			
申請理由	1. 治療が終了し、妊娠に至ったため 2. 治療途中で今回の治療が終了したため 3. その他 ()			
千葉県特定不妊治療費 助成事業	有 ・ 無	助成額	円	

同意書	
不妊症治療費等助成金の申請に当たり課税（滞納）状況について市が保有する情報を確認することに同意します。 また不妊症診断等証明書等の内容を医療機関に確認することに同意します。 適正な助成金の交付のために必要な場合には、市職員が千葉県に情報の照会を行うことに同意します。	
申請者氏名	配偶者氏名

【振込先口座】															
金融機関名	銀行・金庫 組合・農協					支店名	支店 出張所				預金種別 (該当するものに○を付ける)				
											普通		当座		
金融機関コード					支店番号				口座番号						
フリガナ															
口座名義人															

申請者と口座名義人が異なる場合は、下記にも記入してください。

私は、受任者（口座名義人）に対して不妊症費用助成金の受取を依頼します。	
委任者（申請者）氏名	Ⓜ

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		□共通 ■個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		保健センター	
関係課等の名称							
届出年月日		R3. 11. 22		開始年月日		R4. 1. 1	
事務の名称		不育症治療費等助成に関する事務					
事務の目的		不育症治療を受けている夫婦に対し、治療及び検査費用の自己負担金の一部を助成する不育症治療費等助成金を支給し、当該夫婦の経済的負担の軽減を図るもの。					
事務の概要		申請者は、不育症治療の終了後、申請書類及び領収書等を市に提出し、市は内容を審査後、交付の可否を決定し、助成金を交付する。					
対象者		申請者及びその配偶者、又は事実婚関係にある者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ■健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ■1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>野田市不育症治療費等助成規則</u> ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	■氏名 ■住所 ■年齢・生年月日 ■性別 ■連絡先 ☐ 個人番号 ■個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ■家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ■税情報 ■公的扶助 ■医療費支払状況 ■振込先口座 ■住民となった日 ■野田市の住民となった日が確認できる書類、婚姻関係を証明する書類、被保険者等であることを証する書類及び法律婚関係である者がいないことを証明する書類に記載されている事項					
収集先		■本人 ■実施機関内部（収税課） ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ■民間・私人（配偶者又は事実婚関係にある者） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ■2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒ 主な利用項目（ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 他の官公庁（ ） ☐ その他（ ）） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
外部委託等		☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日					
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日					
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他（ ）					

不育症治療費等助成に関する事務概要

1 目的

子どもを望む夫婦の不育症に係る治療及び検査費用の一部を助成することにより、その夫婦の経済的負担の軽減を図り、夫婦の妊娠及び出産を支援する。

2 実施時期

令和4年1月1日から

3 対象治療等

医師から不育症と診断された者に対する不育症の検査及び治療（保険適用外）。

4 対象者

- (1) 治療期間中及び申請時において住民基本台帳に1年以上継続して記録されている者。
- (2) 不育症治療等を開始した日において、婚姻（事実婚含む）をしている者。
- (3) 市税を滞納していないこと。

5 助成額

- 1 治療期間当たり上限30万円。

6 概要

1 申請者は、不育症の治療終了後、野田市不育症治療費等助成金支給申請書に次の書類を添えて市長に申請する。なお、添付書類は写しを取り、原本は申請者に返却する。

- (1) 不育症診断等証明書
- (2) 不育症治療等に要した費用を証する書類
- (3) 野田市の住民となった日が確認できる書類
- (4) 法律婚関係の夫婦である場合は、婚姻関係を証明する書類
- (5) 事実婚関係の夫婦である場合は、事実婚関係に関する申立書
- (6) 事実婚関係の夫婦である場合は、法律婚関係である者がいないことを証明する書類
- (7) 被保険者等であることを証する書類
- (8) 千葉県不育症検査費用助成事業により不育症治療に係る助成金支給を受けた場合には、千葉県不育症検査費用助成承認決定通知書及び千葉県不育症検査費用助成検査受検証明書
- (9) 税情報の確認について同意できないとなった場合、納税証明書
- (10) 振込先の口座情報確認のため、通帳のコピー

2 申請受付後、要件確認をし、支給決定または不支給決定の通知を申請者に発出する。

3 指定口座に支給額を振り込む。

野田市不育症治療費等助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 野田市長

不育症治療費等助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	Ⓜ	電話番号	
	住所			
配偶者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名	Ⓜ	電話番号	
	住所			
医療機関	所在地			
	名称		電話番号	
治療期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
申請金額	円			
申請理由	1. 治療が終了し、出産に至ったため 2. 治療途中で今回の治療が終了したため 3. その他 ()			
千葉県不育症検査費用助成事業	有 ・ 無	助成額	円	

同意書	
不育症治療費等助成金の申請に当たり、課税（滞納）状況について確認することに同意します。 また、不育症診断等証明書等の内容を医療機関及び調剤薬局に確認することに同意します。 適正な助成金の交付のために必要な場合には、千葉県に情報の照会を行うことに同意します。	
申請者氏名	配偶者氏名

【振込先口座】																
金融機関名	銀行・金庫 組合・農協						支店名	支店 出張所				預金種別 (該当するものに○を付ける)				
												普通 当座				
金融機関コード					支店番号				口座番号							
フリガナ																
口座名義人																

申請者と口座名義人が異なる場合は、下記にも記入してください。

私は、受任者（口座名義人）に対して不育症費用助成金の受取を依頼します。	
委任者（申請者）氏名	Ⓜ

千葉県不育症検査費用助成検査受検証明書

下記の者については、先進医療として告示された不育症検査を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

(元号) 年 月 日

医療機関 所在地

医 療 機 関 名

主 治 医 氏 名

☐ 当医療機関は、保険適用となっている不育症に関する治療・検査について、保険診療で実施している。

記

(ふりがな) 受検者氏名	()	生年 月日	(元号) 年 月 日 (歳)
実施した検査			
検査実施日	(元号) 年 月 日		
領収金額	[今回の検査にかかった金額合計 ※先進医療部分に限る] 検査費用 領収金額 _____ 円		

医療機関記入(主治医が記入すること)

様式第 3 号

第 号
(元号) 年 月 日

様

千葉県知事

千葉県不育症検査費用助成承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった不育症検査費用の助成について、
承認することとし、下記金額を助成することを決定したので通知します。

助成することとした額 金 円

令和 3 年 1 0 月 1 1 日

（届出先）野田市長

届出者 選挙管理委員会

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事 務 の 名 称	期日前投票、不在者投票及び郵便等投票に関する事務
届出部課等の名称	選挙管理委員会事務局
変 更 年 月 日	令和 3 年 1 0 月 1 1 日
変 更 の 理 由	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律の施行に伴い、千葉県から「特例郵便等投票に係る情報の提供」の提供を受けるもの。
変 更 内 容	・「要配慮個人情報」の欄に次のように加える。 ■健康情報 ■1号(法令等)⇒法令等の名称：特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律 ・「収集先」の欄に次のように加える。 ■他の官公庁（保健所） ■1号(法令等)⇒特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律 ■2号(本人同意)
備 考	

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		□共通 ■個別	
実施機関の名称		選挙管理委員会		届出部課等の名称		選挙管理委員会事務局	
関係課等の名称							
届出年月日		平成30年9月3日		開始年月日		昭和25年5月1日 最終変更年月日 令和3年10月11日	
事務の名称		期日前投票、不在者投票及び郵便等投票に関する事務					
事務の目的		選挙人の事情により投票日当日に投票所に行くことのできない者等の補完措置として、当該選挙の公示日または告示日の翌日から投票日前日までの間に投票を行わせるもの。					
事務の概要		当該選挙において、選挙人が選挙当日に投票所に行くことのできない理由及び住所、氏名、生年月日の宣誓により、期日前投票、不在者投票及び郵便等投票により投票させ、保持及び管理を行う。					
対象者		当該選挙の選挙権を有する者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称: 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律 ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認: 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☐ 連絡先 ☐ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☐ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 投票用紙送付先 ☒ 期日前投票、不在者投票及び郵便等投票を行う事由					
収集先		☒ 本人 ☐ 実施機関内部 () ☐ 他の実施機関 () ☒ 他の官公庁(保健所) () ☐ 民間・私人 () ☐ その他 () 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☒ 1号(法令等)⇒特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律 ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から) ☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認: 年 月 日					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称: _____ 主な利用項目 () ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称: _____ 主な提供項目 () (☐ 他の実施機関 () ☐ 他の官公庁 ()) (☐ その他 ()) 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称: _____ ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認: 年 月 日					
外部委託等		☐ 外部委託 (□クラウドコンピューティング) ☐ 複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日					
電子計算機結合		☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称: _____ ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日					
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 <u>10年</u> 永年 常用 その他 ()					

期日前投票、不在者投票及び郵便等投票に関する事務に係る登録簿の変更について

○期日前投票、不在者投票及び郵便等投票に関する事務について

本事務は、各選挙において、選挙人が選挙当日に投票所に行くことのできない理由及び住所、氏名、生年月日の宣誓により、期日前投票、不在者投票及び郵便等投票により投票させ、保持及び管理を行うものです。

○変更の経緯

第204回国会において成立をみた特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号。以下「特例法」という。）により、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法（以下「特例郵便等投票」という。）について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の特例が定められました（いわゆる新型コロナウイルス感染症で療養されている方について、郵便等投票ができるようになりました。）。特例郵便等投票の事務の円滑な実施のため、千葉県（保健所）から「特例郵便等投票に係る情報の提供」を受けること及びその他の修正を行うため、個人情報の収集について変更の届出を行うものです。

○制度概要

期日前投票制度の創設等を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律が第156回国会で成立し、平成15年12月1日から施行されました。また、郵便等による不在者投票制度の改正を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律が第156回国会で成立し、平成16年3月1日から施行されました。

この改正によって、従来の不在者投票制度が改められ、選挙期日前の投票手続の簡素化等、選挙人が投票しやすい環境が整えられています。

そして、令和3年6月18日、特例法が公布され、同年6月23日に施行されました。今回の特例法では、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」ができるようになりました。

特例郵便等投票の対象となる方は、

以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間に係ると見込まれる方となります。

「特定患者等」とは、

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方

- 2 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている方

○事務の流れ

- 1 特例郵便等投票の対象となる方（以下「本人」という。）から選挙期日4日前までに、感染症法又は検疫法による外出自粛要請又は、検疫法による隔離・停留の措置に係る書面（以下「外出自粛要請等の書面」という。）を添えて、選挙管理委員会へ投票用紙等の請求をしてもらう。外出自粛要請の書面等を請求書に添付できない場合は、その理由を「請求書」に記載いただき、選挙管理委員会から千葉県（保健所）に特例法第4条に基づき外出自粛要請等の書面に記載されている内容についての情報提供を依頼し、情報提供をしてもらう。
- 2 選挙管理委員会から本人宛に投票用紙等を交付します。
- 3 届いた投票用紙に本人が候補者名等を記載してから、投票用紙を内封筒に入れ、さらに外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に、投票した年月日と場所を書き、署名し、更に市区町村の選挙管理委員会から交付された受取人払郵便物の表示をした返信用封筒に封入します。
- 4 封をした投票用紙は、同居人や知人等又は宿泊施設の職員等に投かんを依頼し、選挙管理委員会へ郵送（ポスト投函）してもらう。

保健所長 様

令和 年
月 日
第 回日

下記選挙における特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号）に基づく郵便投票の事務の円滑な実施のため、同法第4条に基づき下記事項について回答願います。なお、当該情報について保健所から選挙管理委員会へ提供することについて本人の同意を得ていることを申し添えます。

団体名 選挙管理委員会
選挙名
告示日
選挙期日
担当者
連絡先

	請求日	氏 名	住 所	入院の有無	外出自粛要請の有無	外出自粛要請の期間			備考
1							から	まで	
2							から	まで	
3							から	まで	
4							から	まで	
5							から	まで	
6							から	まで	
7							から	まで	
8							から	まで	
9							から	まで	
10							から	まで	

保健所名 保健所
担当者
連絡先

備考

- 1 黄色く着色されたセルに記入をお願いします。（入力状況に応じてセルが着色されます。）
- 2 請求日時点の状況について回答してください。
- 3 外出自粛要請とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項の規定により宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求めることを言います。
- 4 提供された情報は、上記目的の他には利用せず、第三者には提供いたしません。

下記選挙における特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号）に基づく郵便投票の事務の円滑な実施のため、同法第4条に基づき下記事項について回答願います。なお、当該情報について保健所から選挙管理委員会へ提供することについて本人の同意を得ていることを申し添えます。

記載例

団体名 野田市 選挙管理委員会
選挙名 衆議院議員総選挙
告示日 令和3年 月 日
選挙期日 令和3年 月 日
担当者 △△
連絡先 111-222-3333

	請求日	氏 名	住 所	入院の有無	外出自粛要請の有無	外出自粛要請の期間			備考
1	R3.○.○	丙野 史郎	〇〇市□□3-3-2503				から	まで	
2	R3.○.×	甲山 五郎	〇〇市●●4-4				から	まで	
3							から	まで	
4							から	まで	
5							から	まで	
6							から	まで	
7							から	まで	
8							から	まで	
9									
10									

市区町村選管で記載

保健所で記載

保健所名 海 保健所
担当者 × ×
連絡先 444-555-6666

備考

- 1 黄色く着色されたセルに記入をお願いします。（入力状況に応じてセルが着色されます。）
- 2 請求日時点の状況について回答してください。
- 3 外出自粛要請とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項の規定により宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求めることを言います。
- 4 提供された情報は、上記目的の他には利用せず、第三者には提供いたしません。

この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。

特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

また、特定郵便等投票に関する事務の円滑な実施のため必要がある場合には、当該請求に必要なとなる情報を選挙管理委員会が保健所又は検疫所に確認すること及び保健所又は検疫所から選挙管理委員会へ提供することに同意します。

令和3年____月____日

市・区・町・村 選挙管理委員会委員長 様

1 請求者	フリガナ	
	氏名 (署名)	
	住所	〒 -
	連絡先 電話番号 メールアドレス	()
2 現在する場所 (投票用紙等送付先)		☐ 住所と同じ ☐ 住所以外（以下に記載） 〒 -
3 提示（同封）する文書 〔外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面の提示をすることができない特別の事情がある場合の申出〕		(1)外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面（次の①～③のいずれかを選択） ☐ ① 感染症法による外出自粛要請に係る書面 ☐ ② 検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 ☐ ③ 上記の書面の提示（同封）をすることができない旨申し出ます。 (次の(a)及び(b)を記入) 〔(a)理由 ☐ 外出自粛要請又は隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため ☐ 交付された書面を紛失したため ☐ その他 () (b)保健所又は検疫所の名称 ()〕 (2)その他の文書（該当する場合のみ選択） ☐ 在外選挙人証（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合） ☐ 選挙人名簿登録証明書（選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合） ☐ 南極選挙人証（南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合）
4 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請		☐ 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請します。

備考

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
- 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置（特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の措置）に係る書面（次のいずれかの書面）を提示（同封）してください（当該書面は、投票用紙等と併せて返送します。）。
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面（同法施行規則第23条の4第1項）
イ 検疫法による外出自粛要請（同法第14条第1項第3号）に係る書面（同法施行規則第4条の3）
ウ 検疫法による隔離・停留の措置（同法第14条第1項第1号又は第2号）により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面
エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面（同法第18条第1項）
- 特別の事情により備考3の書面の提示（同封）をすることができない場合（特例法第3条第2項ただし書）は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示（同封）し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合（特例法施行令第1条第2項第1号）には、表中4にチェックを入れてください。
- この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。

外出自粛(入所)要請書

住 所

氏 名

検疫法第14条第1項第3号、第16条の2第1項の要請に基づき、令和 年 月 日 から 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」(令和2年2月6日健感発 0206 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。令和3年2月25日最終改正)に定める期間が経過するまで、宿泊施設への入所を要請します。

〇〇検疫所長

(別添 7)

隔離決定書

交付年月日：令和 年 月 日

_____ 殿

小職は、貴殿に対し、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十四条第一項第一号及び第十五条並びに検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）第一条の三の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の病原体を保有していないことが確認されるまで、下記のとおり隔離します。

記

1 隔離を行う場所 名 称：_____

所在地：_____

2 隔離する理由

3 その他

_____ { 検 疫 所 長
検疫所支所長
検疫所出張所長 }

氏名印 _____

※ 隔離の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者は、検疫法第 35 条第 2 号の規定により一年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処される場合があります。検疫所長又は検疫官が行う措置を拒み、妨げ、又は忌避した者は、検疫法第 36 条第 5 号の規定により、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される場合があります。

(別添 8)

停 留 決 定 書

交付年月日：令和 年 月 日

_____ 殿

小職は、貴殿に対し、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十四条第一項第二号及び第十六条並びに検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）第一条の三の規定に基づき、
令和 年 月 時 分から令和 年 月 日 時 分まで、
下記のとおり停留します。

記

1 停留を行う場所 名 称：_____

所在地：_____

2 停留する理由

3 その他

_____ { 検 疫 所 長
検疫所支所長
検疫所出張所長 }

氏名印 _____

※ 停留の処分を受け、その処分の継続中に逃げた者は、検疫法第 35 条第 2 号の規定により、一年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処される場合があります。検疫所長又は検疫官が行う停留の措置を拒み、妨げ、又は忌避した者は、検疫法第 36 条第 5 号の規定により、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される場合があります。

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		☐ 共通 ☒ 個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称		生活支援課	
関係課等の名称							
届出年月日		R3. 12. 7		開始年月日		R3. 12. 10	
				最終変更年月日			
事務の名称		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務					
事務の目的		新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯又は家計の急変により住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（以下、「家計急変世帯」という。）に対し、1世帯当たり10万円を給付することで、速やかに生活・暮らしの支援を行うもの。					
事務の概要		<住民税非課税世帯> 令和3年12月10日（以下、「基準日」という。）において、世帯員全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税課税者の扶養親族のみで構成されている世帯を除く。）に対し、1世帯につき10万円を給付する。 令和3年度住民税の賦課期日である令和3年1月1日時点で本市に住民票がある者は、本市の課税台帳より課税・非課税の別を判断。本市に住民票がない者は、賦課期日時点の市区町村の課税台帳より課税・非課税の別を判断。基準日時点で世帯員全員が非課税である世帯に対し、特別定額給付金で支給した口座情報に給付する旨の確認書を送付する。 確認書の提出は、窓口及び郵送に加えて、送付状に印字するQRコードにより専用のWebサイトによる提出にも対応し、速やかな給付を行う。 <家計急変世帯> 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年度1月以降の家計が急変し、直近の収入が令和3年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、1世帯につき10万円を給付する。 申請による給付とし、令和3年1月以降の任意の1か月の収入により年間の経済状態を推定する。対象世帯へは、市報及び市ホームページのほか、生活困窮者相談窓口にチラシを配架し周知を行う。					
対象者		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付対象者（基準日において野田市の住民基本台帳に記録されている者、DV等の避難事例の申出者、障害者・高齢者等の施設入所措置の申出者、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないもので基準日以降に住民基本台帳に記録された者）					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： ☐ 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☐ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☒ 収入・支出 ☐ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☒ 振込先口座 ☒ DV等避難事例に関する情報 ☒ 施設入所等に関する情報 ☒ 本人確認書類に記載された情報 ☒ 扶養を受けている事実 ☒ 基準日以降の住所地					
収集先		☒ 本人 ☒ 実施機関内部（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、課税課、生活支援課、市政推進室） ☐ 他の実施機関（ ） ☒ 他の官公庁（都道府県、他市区町村） ☐ 民間・私人（ ） ☐ その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 ☒ 1号(法令等)⇒法令等の名称：住民基本台帳法、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務に定める命令 ☒ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(所在不明等) ☐ 6号(他の実施機関から)					

	☐ 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
経 常 的 な 目 的 外 利 用 ・ 提 供 先	☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： _____ 主な利用項目（ _____ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： _____ 主な提供項目（ _____ ） { ☐他の実施機関（ _____ ） ☐その他（ _____ ） }
	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： _____ ☐ 2号(本人同意) ☐ 3号(公の情報) ☐ 4号(緊急かつやむを得ない) ☐ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日
	■外部委託（☐クラウドコンピューティング） ■複数の外部委託有 ☐ 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日
	☐ 有【第12条第1項】 ☐ 1号(法令等)⇒法令等の名称： _____ ☐ 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個 人 情 報 の 保 存 期 間	1年 3年 5年 10年 永年 常用 その他（ _____ ）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務に係る個人情報取扱事務の登録について

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務について

本事務は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うべく、令和3年11月19日付け、政府において閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により「感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援」の1つとして住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり現金10万円の給付を行うものです。

○登録の経緯

令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響が長期化する中、生活困窮者に対しては、様々な施策が講じられてきましたが、令和3年11月19日付け、政府において閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により「感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援」の1つとして新たに、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給することとなりました。

○制度概要

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、令和3年12月10日（以下、「基準日」）において、令和3年度住民税均等割非課税世帯（住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯を除く）にはプッシュ型で10万円を支給します。

また、令和3年度の住民税が課税されている者がいる世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月以降の家計が急変し、実質的に住民税非課税世帯と同等と認められる世帯（以下、「家計急変世帯」）については、申請により所得要件を確認の上、10万円を支給します。

○事務の流れ

- 1 基準日時点の住民基本台帳に記録された者のうち、課税台帳上で住民税均等割が賦課されていない者の住所、氏名及び市政推進室より定額給付金で登録した口座情報の提供を受け集約した情報を抽出する。また、抽出した者のうち市が課税状況を把握していない者（令和3年1月1日から基準日までの転入者）はマイナンバーによる情報連携を活用して課税非課税情報を取得する。住民税非課税世帯に該当する場合、抽出した情報を支給台帳に記録する。
- 2 市のホームページや市報、生活困窮者相談窓口チラシを配架し制度の周知をする。また、支給台帳上の情報を基に非課税世帯へ確認書の送付をする。
- 3 非課税世帯については、確認書を窓口での受付のほか、QRコードでのオンライン

受付や郵送での受付を行う。

家計急変世帯については申請による受付となるため、申請書及び所得要件確認のための収入見込み額申立書の受付をする。

- 4 受付後、要件確認をし、支給決定通知を対象者に発出。登録口座へ支給額を振り込む。

○登録簿の収集項目の登録理由、補足

①「個人番号」

臨時特別給付金支給事務の支給要領・様式例等は後日、国より通知されとし、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条の規定における「特定公的給付」に指定予定であり、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号で利用して管理できるようになる予定。

②「公的扶助」

生活保護受給世帯については、非課税世帯として扱うと示されているため。

③「DV等避難事例に関する情報」

DV等避難者については、子ども家庭総合支援課よりDV等避難者の台帳の提供を受け、避難先で住民登録をしていない場合は、DVを理由に避難している旨の申出書を提出し、居住市町村（避難先）での申請を行うこととされているため。

④「施設入所等に関する情報」

措置入所者については、高齢者支援課及び障がい者支援課より措置台帳の提供を受け、入所先で住民登録をしていない場合は、措置を行った市町村が入所施設へ確認書を発出することとされているため。

⑤「本人確認書類に記載された情報」

確認書にあらかじめ記載されている定額給付金で登録されていた口座から変更する場合や新たに口座の情報を登録する場合には、本人確認書類の写しを添付することとされているため。

令和3年12月7日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 須賀 昭徳 様

報告者 野田市長

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告いたします。

事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
届出部課等の名称	保健福祉部 生活支援課
委託開始年月日	令和3年12月24日
委託する事務	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給台帳の作成業務 ・受付管理システムの構築及び運用業務 ・支給対象者への確認書及び決定通知の印刷、封入、封緘及び送付業務 ・コールセンターの設置及び運用業務 ・受付会場の設営及び運用業務 ・案内チラシの印刷業務
個人情報を保護するための措置	委託契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとする。
備考	